

小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者*¹が商工会の支援等を受けながら経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓・売上拡大等に取り組む経費の2/3が補助されます。

補助上限額：50万円*²

*1 小規模事業者とは

| | | |
|--------------------------|-------------|-------|
| 卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外） | 常時使用する従業員の数 | 5人以下 |
| 製造業・その他の業種及び宿泊業・娯楽業 | // | 20人以下 |

*2 75万円以上の補助対象経費に対して50万円が補助されます。（上限）

75万円未満の補助対象経費には、その2/3が補助されます。例えば、補助対象経費が60万円の場合は、40万円（60万円の2/3）が補助されます。

複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も可能です。その場合は、補助上限額が増額となります。

◎令和3年度実施（令和元年度補正予算）補助事業日程（予定）

★公募について

【受付期間】令和3年3月13日（金）～随時受付

第5回受付締切：令和3年6月4日（金）

第6回受付締切：令和3年10月1日（金）

第7回受付締切：令和4年2月4日（金）

※第8回受付締切以降（令和4年度以降）については、公表次第改めてご案内いたします。

★補助事業実施期間について（予定）

第5回受付締切分：補助金交付決定日から実施期限（令和4年3月31日）まで

第6回受付締切分：補助金交付決定日から実施期限（令和4年7月31日）まで

第7回受付締切分：補助金交付決定日から実施期限（令和4年11月30日）まで

※実績報告書提出期限は、各回事業完了後30日を経過する日または実施期限の翌月10日のいずれか早い日までです。

事業計画の作成・申請までにはかなりの日数を要します。締切までに

十分な余裕をもってお早めにご相談ください！！

お問い合わせ先：山ノ内町商工会 TEL33-5666